

令和3年4月  
企業局工務管理課

## 工事請負契約約款運用基準の一部改正について（お知らせ）

下記のとおり、知事部局と同様に工事請負契約約款運用基準の改正を行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 改正の内容

##### (1) 工事関係書類の統一化への対応

建設産業の働き方改革の取組として、九州地方整備局及び九州各県で使用する工事関係書類の統一化を図ることとされていることから、運用基準に定める工事請負契約に関する様式の一部を九州統一の様式に改正するもの。詳細は別紙のとおり。

##### (2) 工事請負変更契約書（別記様式第1号の2）の改正

令和2年10月1日の建設業法の改正により、工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯を定める場合は、契約書に明記することとされたことから、工事請負変更契約書の様式に当該項目を追加するもの。

##### (3) 工期変更協議書（別記様式第7号）の改正

余裕期間を設ける工事において、当初契約の実工期の始期を早める場合にも対応できるよう改正するもの。

#### 2 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

なお、経過措置として、当分の間は改正前の様式の使用も認めるものとする。